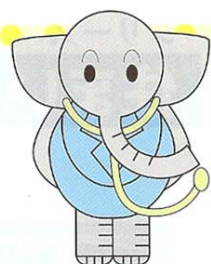


知ってあんしん 介護保険



「介護保険はどうすれば利用できるの?」「どこへ申請すればいいの?」そんな質問が本誌のアンケートへ寄せられました。そこで今回は、介護保険制度について改めて紹介します。

1 申請をします

はじめに市役所本庁および各支所の窓口で申請をします。

《市役所の窓口》

- ・山梨市保健課 介護保険担当
- ・甲州市福祉介護課 介護保険担当



Q 事務組合では申請はできないの?

A 事務組合では申請を受け付けておりません。申請についてご不明な点がありましたら、市の担当者へご確認ください。

2 調査を受けます

介護が必要な状態かどうかの調査は、市で行います。

- 訪問調査
心身の状態について、市の担当職員などの調査員が訪問し、聞き取り調査を行います。
- 主治医の意見書
市の依頼により主治医が意見書を作成します。



Q 事務組合では訪問調査は行わないの?

A 事務組合では調査は行っておりません。

3 審査・判定

「コンピューターによる一次判定」と「主治医の意見書」「訪問調査の特記事項」をもとに、どのくらいの介護が必要か審査を行います。これを二次判定といいます。

Q 二次判定は誰が行うの?

A 二次判定は東山梨行政事務組合に設置されている介護認定審査会で行っています。審査会は、医療、保健、福祉の専門家で構成されており、公正、公平な審査が行われています。

Q 二次判定とは、サービスの内容を決めることなの?

A いいえ、ちがいます。介護が必要な度合い(要介護度)の審査を行っています。審査結果は、市へ通知しています。

6 ケアプランを作成します

自分に合ったサービスを利用するために、ケアプラン(介護サービス計画)を作成します。サービスの選択や利用については、介護支援専門員(ケアマネージャー)が適切にアドバイスします。

介護サービスを利用した費用のうち原則として1割が自己負担となります

5 サービスを選びます

「居宅サービス」か「施設サービス」を選びます。

- 居宅サービス
在宅での介護を中心としたサービス
- 施設サービス
施設に入所するサービス



4 認定結果の通知が届きます

申請してから30日ほどで、認定の通知書と認定結果が記載された通知が届きます。



「非該当(自立)」の方は地域支援事業の介護予防サービスを利用します。

Q 通知はどこから送付されてくるの?

A 通知は市より送られてきます。

※ サービスの内容・詳細等につきましては、市の介護担当へお問い合わせ下さい。

- 山梨市保健課 介護保険担当 0553-22-1111 (代表)
- 甲州市福祉介護課 介護保険担当 0553-32-5066 (直通)